

別表第 2

	対象の資格及び研修	条件等
1	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修	研修修了後、サービス管理責任者（常勤専従）又は児童発達支援管理責任者（常勤専従）として継続して6か月以上勤務していること。
2	相談支援従事者初任者研修	研修修了後、相談支援専門員又は相談支援員として継続して6か月以上勤務していること。
3	喀痰吸引等研修（第1号研修・第2号研修・第3号研修）	第1号研修及び第2号研修については、研修修了後「認定特定行為業務従事者認定証」を登録していること。 基準の給付金の支給対象者の他、次の各号に該当する者は除く。 ①勤務する障害福祉サービス事業所等が、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録を行っていない者 ②勤務する障害福祉サービス事業所等が、「認定特定行為業務従事者認定証」登録時と異なる者（同一法人かつ市内の事業所間での異動を除く） なお、申請の対象となる喀痰吸引等研修（第1号研修、第2号研修、第3号研修）のいずれか1回のみ申請することができる。
4	高次脳機能障害支援養成実践研修	研修修了者本人が勤務する障害福祉サービス事業所等で高次脳機能障害者支援体制加算を算定していること。又は、研修を修了したことで高次脳機能障害者支援体制加算の算定が可能であること。
5	医療的ケア児等コーディネーター養成研修	研修修了者本人が勤務する障害福祉サービス事業所等で要医療児支援体制加算を算定していること。又は、研修を修了したことで要医療児支援体制加算の算定が可能であること。